

平成28年10月23日  
平成28年12月24日改訂  
平成29年1月29日改訂

### Ⅲ.3 除染等廃棄物の処理ガイドライン

#### 第1 ガイドラインの位置付け

1. 除染等廃棄物の処理ガイドラインは、除染等廃棄物の安全な処理が実施されるように、その処理方法等の技術的指針を定めたものである。
2. 本ガイドラインをもとに「Ⅲ.3-1 除染等廃棄物の処理マニュアル」が整備され、直島の間処理施設を活用した安全な処理及び中間処理施設の稼働停止後の適正な処理委託が実施されるものとする。

##### [解説]

除染等廃棄物は、原則として直島の間処理施設を活用した安全な処理を実施することとしており、具体的な処理方法や運転方法等について定める必要がある。

また、中間処理施設の稼働停止後に生じる除染等廃棄物については、適正な処理委託を行う必要がある。

本ガイドラインは、除染等廃棄物の安全な処理を実施するための技術的指針等を取りまとめたものである。

#### 第2 ガイドラインの概要

1. 中間処理施設において除染等廃棄物を処理するための基本的な事項を示すものとする。
2. 中間処理施設の稼働停止後に生じる除染等廃棄物については、処理委託の方法等を示すものとする。

##### [解説]

除染等廃棄物を処理するための基本的な事項について示す。

また、中間処理施設の稼働停止後に生じる除染等廃棄物を処理委託するための基本的な事項について示す。

### 第3 除染等廃棄物の内容

1. 豊島側の施設において想定される除染等廃棄物は以下のとおりである。
  - (1) 保管ピットの堆積物の除去作業に伴う廃棄物
  - (2) その他の設備等の堆積物の除去作業に伴う廃棄物
  - (3) スラグを流す除去運転で使用された堆積物混じりのスラグ
  - (4) 除染作業に伴い発生した汚泥
2. 直島の中間処理施設において想定される除染等廃棄物は以下のとおりである。
  - (1) 豊島廃棄物受入ピット等の堆積物の除去作業に伴う廃棄物
  - (2) 不燃物ピット等の堆積物の除去作業に伴う廃棄物
  - (3) その他の設備等の堆積物の除去作業に伴う廃棄物
  - (4) 前処理設備のスラグを流す除去運転で使用された堆積物混じりのスラグ
  - (5) キルン投入系のスラグを流す除去運転で使用された堆積物混じりのスラグ
  - (6) 熔融炉投入系のスラグを流す除去運転で使用された堆積物混じりのスラグ
  - (7) 除染作業に伴い発生した汚泥

#### [解説]

除染等廃棄物について、これらの内容を想定している。

#### 第4 除染等廃棄物の処理方法等

1. 除染等廃棄物は、原則として直島の中間処理施設で熔融処理を実施する。
2. 中間処理施設の稼働停止後に生じる除染等廃棄物は、処理委託を実施する。

[解説]

中間保管・梱包施設等の除去・除染については、豊島側の施設から段階的に実施することとしており、原則として直島の中間処理施設で熔融処理を実施する。また、中間処理施設の稼働停止後に生じる除染等廃棄物は、処理委託を実施する。

具体的な処理方法等については次のとおりである。

##### ○除染等廃棄物の処理方法

- (1) 豊島側の施設から生じる除染等廃棄物は、集積し、コンテナダンプトラックに積み込む。また、一部の除染等廃棄物はフレコンに詰め込み、輸送・運搬までの間、屋根のある場所で一時保管を行ったうえで直島の中間処理施設に輸送・運搬し、熔融炉において熔融処理を実施する。
- (2) 直島の施設から生じる除染等廃棄物は、集積し、豊島廃棄物受入ピットに投入する。また、一部の除染等廃棄物はフレコンに詰め込み、屋根のある場所で一時保管を行ったうえで豊島廃棄物受入ピットに投入し、熔融炉において熔融処理を実施する。

##### ○中間処理施設の稼働停止後に生じる除染等廃棄物の委託処理の方法

- (1) 除染等廃棄物を集積し、フレコンに詰め込み、一時保管を行う。
- (2) 特別管理産業廃棄物の判定基準に準じた検査を実施し、除染等廃棄物の性状を把握したうえで適正な処理委託を行う。

#### 第5 除染等廃棄物の熔融処理の実施

1. 除染等廃棄物の熔融処理は、撤去等の作業・工程・スケジュール等を考慮し、効率的に実施する。
2. 熔融処理の実施時期や熔融炉の運転方法等について計画しておく。

[解説]

除染等廃棄物の処理を実施するにあたり、熔融炉は間欠運転となるため、処理が効率的に実施されるよう実施時期や運転方法等について計画しておく。

## 第6 除染等廃棄物の処理委託

1. 除染等廃棄物についての性状等を把握し、適正処理のために必要な廃棄物情報の提供を廃棄物処理業者に対して行う。
2. 関係法令に基づく許可等を有している廃棄物処理業者に処理を委託する。

### [解説]

「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」（平成25年6月、環境省）の趣旨を踏まえ、除染等廃棄物について種類、数量及び性状等の情報を把握し、適正処理のために必要な廃棄物情報の提供を、廃棄物データシート（WDS）等を活用して廃棄物処理業者に対して行うこととする。

除染等廃棄物が低濃度PCB廃棄物に該当する場合や特別管理産業廃棄物に準じた取扱いをする場合は、関係法令に基づく許可等を有している廃棄物処理業者に処理を委託する。